

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則改正の概要

本県では、「岡山県環境影響評価等に関する条例（条例アセス）」により、施設等の整備事業で規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものについて、事業計画の立案段階で、事業者自らが当該事業による環境への影響について調査、予測及び評価を行い、市町村長や県民の意見を踏まえて、実行可能な範囲で環境に配慮した事業計画とする手続制度を設けている。

本制度の対象となる事業については、同条例施行規則において定めている。

このたび、国が大規模太陽電池発電所^{*}を「環境影響評価法（法アセス）」の対象としたことを踏まえ、本県も、法アセス対象規模未満の太陽電池発電所^{*}について、条例アセスの対象事業に追加することとし、同条例施行規則を改正する。

※電気事業法第 48 条第 1 項の規定に基づく工事計画の届出が必要となる事業用発電所の区分において、太陽光発電所は「太陽電池発電所」と規定されており、法アセスにおいても同様に「太陽電池発電所」として対象事業に追加されている。

2 規則改正の内容

土地の区画形質の変更を行う区域の面積又は樹木の伐採等を行う区域の面積が 20ha 以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業、土地の区画形質の変更を行う区域の面積又は樹木の伐採等を行う区域の面積が 20ha 以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業を追加する。

※法アセス対象事業（第 1 種事業 4 万kW以上、第 2 種事業 3 万kW以上）を除く。

3 施行年月日

令和 2 年 4 月 1 日

4 経過措置

改正規則の施行日前に、次に掲げる規定による許可を受け又は届出をしているものについては適用除外とする。

- 1 森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可
- 2 農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可
- 3 宅地造成等規制法第 8 条の許可
- 4 電気事業法第 48 条第 1 項の規定による届出
- 5 岡山県県土保全条例第 5 条第 1 項の許可
- 6 岡山県太陽光発電所の安全な導入を促進する条例第 5 条第 1 項ただし書（同条第 9 項及び同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。）の許可